

## 吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託公募型プロポーザル審査要領<sup>(抜粋)</sup>

### 1. 目的

本審査要領は、吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。なお、本審査要領は、本事業の公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)と一体をなすものである。

### 2.~5 省略

### 6. その他

委員が提案者と利害関係にある場合は、当該委員は選定に参加できないものとする。また、参加資格確認後、各委員は、提案者との利害関係を有しない旨の「誓約書」に署名するものとする。

#### 【利害関係の範囲】

対象となる利害関係を有する者の定義は、以下のとおりとする。

- ①応募団体に現在所属しているか、若しくは直近5年間において所属したことがある者
- ②応募団体の役員、職員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる者
- ③直近5年以内に応募団体から寄付を受けている者
- ④直近5年以内に応募団体と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を受けている者
- ⑤直近5年以内に応募団体との間に取引があり、かつ応募団体からその対価を受け取っている者
- ⑥応募団体の発行した株式または新株予約権を保有している者